

ペダル付原動機付自転車Q&A

令和6年2月号

通称:モペッド又はモペット

A それ、原付です!! (※1)

Q 友達が乗っていたペダルをこがなくても電動で走る自転車が欲しかったんだよな!

友達は自転車だと言ってたけど本当に自転車なんだろうか?



いわゆるペダル付原動機付自転車です (※2・3)

運転するには、以下のことが必要です。

- 運転免許が必要 (車両区分に応じたもの)
- 保安基準に適合する保安部品を備えること
例 制動装置・後写鏡・方向指示器
前照灯・尾灯など
- ナンバープレートを車両の後面に取り付けること
- 自賠償保険 (共済) に加入すること
- 必ず乗車用ヘルメットを着用しなければいけません (自転車用ヘルメット×)



A はい、原付の運転に該当します!
原付なので歩道は走行できません!

- ペダル付原動機付自転車は、構造上、原付扱いとなるため、電動機を作動させずに人力でペダルをこいで走行しただけでも、原付の運転に該当します。
- 通行方法、交通規制に従うことなど、原付と同じ交通ルールです。

Q 原動機 (モーター) をOFFにしてペダルをこいで使用しても原付扱いになるの? 歩道は走れるの?



■ 電動アシスト自転車との違い (間違えやすいので注意!)

【ペダル付き原動機付自転車 (原付)】

- ペダルをこがなくても原動機のみで走行できる。
- ハンドル部分にアクセル (スロットル) レバーが備わっている。

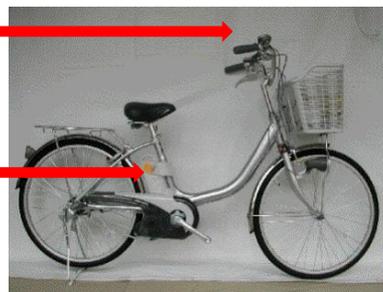
【電動アシスト自転車 (自転車)】

- ペダルをこがないと走行できない。
- 時速24キロメートル以上の速度で走行させる場合は、電動機の力が加わってはならない。

アクセル (スロットル) レバーあり



アクセル (スロットル) レバーなし



バッテリー、モーター (車種によって、サイズや取付け位置は異なります。)

岡山県警察

※1 本紙上の「原付」=「一般原動機付自転車」
※2 特定小型原動機付自転車に該当するものは除きます。
※3 構造上の要件を満たすものは切替えに応じて原付又は自転車として扱います (詳しくは交通企画課まで)。